

茨城の教育

「文書訓告」に「基準はない」と回答

組合では、5月31日に「入試採点誤りに関する教諭の処分に関する要求書」を県教委に提出し、7月1日に交渉を行いました。

「懲戒処分に関する法的根拠を明らかにすること」という要請の回答は「地方公務員法第29条第1項に基づく」でした。また、措置処分の法的根拠を明らかにすることという要求に対しては、「特になし」の回答でした。

地方公務員法第29条第1項

1. 職員が次の各号に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職または免職の処分をすることができる。

一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律またはこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規定に違反した場合

処分の基準や根拠を明らかに

することに対する回答は、「懲戒処分の指針を参考にした」「指針13条ウを参考にした」というものでした。

地方公務員法では、懲戒処分を含めて処分をする場合は、地方公務員法や条例や規則、規定に違反した場合、処分することができるとなっています。違反していない場合は、処分することができないが地方公務員法の規定です。

しかし、県教委の回答は「指針に違反したから」ではなく、「指針を参考にした」になっているところが重要なポイントです。



茨城県高等学校教職員組合
水戸市平須町1番93
Tel 029-305-3075
e-mail iba-kou@ihsfu.net
HP https://ihsfu.net/

当然のことながら、懲戒処分の指針を作った段階では高校入試の採点誤りが起こることが想定されていなかったため、地方公務員法にも懲戒処分の指針にも採点誤りに関する規定はありません。規定もないにもかかわらず、処分をしたことが最大の問題です。

「指針13条ウ」とは何か

(13) 公文書の不適切な取扱い
ア、公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した教職員は、免職又は停職とする。

イ 決裁文書を改ざんした教職員は、免職又は停職とする。

ウ 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員は、停職、減給又は戒告とする。

交渉のやりとりの中で明らかになったことは、「指針13条ウ」を参考にした茨城県教育委員会

は、入試の解答用紙を「公文書」と考え、採点誤りを「公文書」を「不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた」事例と認定し、採点誤りをした学校の管理職や教員を処分したということです。

今回の交渉の中では、県教委の担当者は「不適正」や「不適切な行為」という言葉を多用しました。

「文書訓告」の「基準はない？」

減給などの懲戒処分になった教員は、今回の入試で採点誤りの結果、合格とすべき生徒を不合格にした学校で採点誤りをしたと認定された教員で、合否に

関係のなかった学校の採点誤りをした教員958人は「文書訓告」になっています。

交渉の中で、「文書訓告」の基準を明らかにすることを求めましたが、県教委の回答は「基準はない」でした。

文書訓告を受けた教員が958人に及んでいるにもかかわらず、処分の基準も根拠もないという回答には驚きや怒りしかありません。

減給になった教員と文書訓告になった教員の差は何なのかという質問に対して、「合否に關係した」という回答でした。しかし、本来処分は当該者の行為

に対する処分であるはずなのに、行為の結果によって処分に差が生まれていることは納得できることではありません。

「不適正」「不適切な行為」だったのか

交渉の中では、「不適正」「不適切な行為」等の県教委の物言いに対して大きな議論になりました。今回の採点誤りは、長文の記述式の回答を求める問題によって、採点時間が夜10~11時になってしまったことが最大の原因です。ほとんどの教員は、長時間に及ぶ採点を拒否もせず、受検生の点数を1点でも高くして上げたいと採点業務に当たっていたはずです。

そうした善意に満ちた労働に対して「不適正」「不適切な行為」と認定されるのは納得ができないというが組合の主張です。

入試問題の大幅な変更をしたのは教育委員会であって、教員は県教委の作った受検マニュアルを丁寧に読み込んで採点しただけです。

事前に、「今年の入試問題は記述式が多くなっているので、慎重に採点してください」というような指示は一切なかったのが実態です。「長時間に及ぶことが予想された場合は、翌日に採点を行って、ミスが出ないようにしてください」等の指示も

全くありませんでした。

こうした点からも、採点誤りを採点を行った教員に原因があるとして、管理職と教員を処分することで採点誤り問題は解決したとしてしまうことは許されることではなく、再発防止にもなりません。

何故、採点誤りが起こったのか、どのような労働環境の中で採点誤りが起こったのか等を一人ひとりの教員から丁寧に聞き取って、再発防止策を丁寧に作り上げる責任が教育委員会にはあります。

教育庁職員の処分は入試業務の責任者のみ

今回の交渉では、交渉の担当者からも「私も減給処分になつた」という言葉がありましたが、実際には処分されたのは入試業務の責任者で、学校で言えば管理職です。

入試問題を作成した等の実務を担当した教育庁職員は全く処分されていません。交渉の中で、処分しなかった理由などは全く説明がありませんでした。

組合では、実務を担当した教育庁職員をきちんと処分するとともに、もし処分をしないならば採点誤りに関わった教員の処分を撤回することを求めました。

実務を担当した教育庁職員を処分しないことは、入試誤りの

原因に県教育庁職員は全く関わっていないということになってしまいますから、これは重大な問題です。

戒告及び文書訓告による給与などへの影響

交渉では、戒告を受けた教員が昇給に制限が加えられ、21年6月のボーナスの勤勉手当0.95が、0.6に切り下げられたことが明らかになりました。5月25日に処分されたのも、ボーナスの勤勉手当を削減するためでした。

「文書訓告」を受けた教員に対しては給与やボーナスの削減はないことが明言されました。また、教員評価にも影響しないということです。

不服申し立てについて

地方公務員法では、処分を受けた職員が処分に不服がある場合は、審査請求書を処分から3ヶ月以内に提出すれば、不服申し立てができると規定されています。

県教委の回答では、戒告者は戒告通知書に不服申請ができると伝える文書を送付したということでした。

しかし、文書訓告者は不利益処分ではないため不服申し立てができると規定されていないので、送付していないという回答でした。

県教委の回答の中で、文書訓告は不利益処分ではないから処分ではないと取れるような発言が続き、組合は規定も基準もない中で文書訓告を受けた958人の心情を考えれば、文書訓告者からも不服申請を受けるべきだと主張しました。

また、不服申請でなくとも文書訓告者から文書できちんと意見や思いを聞くべきだと主張しました。県の担当者からは「確認書を提出してもらっている」という言葉もありましたが、あれは目的不明の文書で例文をコピーさせるもので、処分を前提にしたものではないという組合の主張に「確認書の話は撤回する」ということになりました。

組合は不服申し立てを支援します

戒告を受けてボーナスが削減されるなどの不利益処分を受けた教員の皆さん、今回の「茨城の教育」を読んで、処分をした教育委員会がいかに不誠実な対応をしていることがわかつたは



ずです。

黙って戒告処分を受け入れることではなく、法に則って不服申し立てに踏み出しませんか。踏み出す場合は、組合は最大限の力を発揮して支援します。

また、「文書訓告」を受けた958人の教員の皆さん、「不受理」覚悟で、抗議の意を表明するために不服申し立てに踏み出しましょう。組合は支援します。

組合では、入試採点誤りアンケートを実施しています。QRコードから入ってアンケートの回答をお願いします。



毎年7月に、高教組も参加する茨城共同運動は県との交渉を行っています。

教育関係の要求書として今年県に提出した要求書は以下のようなものでした。

茨城県は、茨城方式の35人学級を2018年4月から中学校3年生まで拡大しました。今年から、国は40年ぶりに学級編成標準法を改正し、今後5年かけて小学校の35人学級を実施するとしました。しかし、中学校や高校は35人学

級の対象になっていません。

群馬県では、今年度から小中学校全学年に対象を拡大し、35人学級を実現するとしました。

茨城方式の35人学級をやめて、全小中学校で35人学級を実現した場合、茨城方式の35人学級に比べて予算的にはどれくらい増額になるのか明らかにすること。

義務教育課の回答は

全小学校において35人学級編成を実施した場合、現行制度と比較すると、約18億円の増額を見込んでおります。

というものでした。

別の回答で令和4年に開校する中高一貫校の施設整備費が、3億2591万円であることを回答していますが、18億円がいかに少ない金額であることがよくわかります。

また、18億円を有効に使えば、茨城県の小中学校の教育条件を抜本的に改善できるかがわかります。

当然のことですが、県立高校も国の予算で早急に35人学級を実現し、コロナ禍の中で多くの教職員、生徒が実感した25人学級の実現をめざしていくことが求められています。

なお、今年の茨城共同運動の教育関係の県との懇談交渉は7月15日（木）に実施されます。